

令和7年度京都若者ライフデザイン推進事業（プレコンセプションケアセミナー）業務委託 仕様書

1 業務名

令和7年度京都若者ライフデザイン推進事業（プレコンセプションケアセミナー）業務

2 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 趣旨

プレコンセプションケアを推進するため、男女ともに若者が妊娠・出産に関する科学的知識を学び、自分自身の健康管理やライフデザインについて考える機会を提供することを目的とする。

4 業務内容

(1) 業務の企画に関すること

令和7年度京都若者ライフデザイン推進事業（プレコンセプションケアセミナー）業務（以下「本事業」という。）においては、以下（2）に定める業務を効果的に実施するため、次の内容について、受託者において提案を行い、京都府と調整した上で実施すること。

ア プレコンセプションケアの観点も含め、妊娠・出産に係る科学的な知識を普及するとともに、自身が望むライフプランを実現するために健康管理等の行動変容を促すよう、本事業を実施すること。

イ 職業キャリアと合わせ、結婚や妊娠・出産、子育てなどの人生のイベントを踏まえて、多様な選択肢の中から自らライフプランを考え、将来のライフイベントを希望を持って描く機会となる内容とすること。また、学生等が自らのライフプランを考え、作成するような内容も含むこと。

ウ 結婚や育児に対する不安を解消し、ポジティブなイメージを持ち、自らの希望する将来像を具体的にイメージするために役立つ情報や機会を提供すること。

エ 行政機関（京都府及び京都府内市町村等）の取組や支援状況など、ライフデザインに役立つ情報を学生等に発信すること。

オ 子育てしやすい職場環境づくりや誰もが働きやすい職場風土づくりなどに取り組む京都府企業の紹介をすること。

(2) ライフデザインセミナー

プレコンセプションケアの観点から、企業の若手社員や大学生等を対象に、参加者間の気づきの共有等を通じて、ライフデザインについて考える機会が得られるようにすること。

なお、プレコンセプションケアの観点も含め、今後若手社員や大学生等がライフデザインを前向きに考えることができる内容をテーマとした講演会を実施すること。

また、若者が気軽に参加できるような将来のライフデザインを視覚的にイメージできるライフデザインワークショップもセミナーの中で実施すること。

※ライフデザインワークショップイメージ

＜人生年表ワークを活用した例＞

- ・ライフイベントを人生年表に記入する又はシミュレーションに入力する作業を通して、これからの人生設計を考えるワークショップを実施する。
- ・人生年表（京都府オリジナル教材）又はきょうとライフデザインシミュレーション使用推奨

① 企業で働く方を対象としたライフデザインセミナーの開催

企業で働く方を対象として、セミナーを実施する。

ア 開催回数、時間等

開催回数は3回以上（計500名程度）とする。1回あたりのセミナーは1時間30分から2時間程度とする。

なお、様々な企業で働く方が参加できるよう工夫すること。

イ 開催方法

対面開催又はオンライン開催

ウ 参加者の募集

参加者を募集するに当たっては、原則事前申込として、募集、受付、管理を行うこと。チラシ等の作成、インターネット等を活用した効果的な広報により、参加者を募集すること。

また、京都ジョブパークが実施する企業を対象とした事業との合同実施や、職種や所在地が同一の企業を複数集めて合同実施するなど、開催方法や参加者募集についても提案すること。

エ ライフデザインセミナーの実施

若手社員等だけではなく、職場の先輩社員や管理職、人事担当部局の担当者も参加できるよう内容について検討（1回程度）するとともに、実施にあたっては企業の協力を得られるよう配慮すること。

② 大学生等を対象としたライフデザインセミナーの開催

大学生等を対象として、セミナーを実施する。

ア 開催回数、時間等

開催回数は3回以上（計500名程度）とする。1回あたりのセミナーは1時間30分から2時間程度とする。

なお、様々な大学に在籍する学生が参加できるように工夫すること。

イ 開催方法

対面開催又はオンライン開催

ウ 参加者の募集

参加者を募集するに当たっては、原則事前申込として、募集、受付、管理を行うこと。チラシ等の作成、インターネット等を活用した効果的な広報により、参加者を募集すること。

エ ライフデザインセミナーの実施

③ 効果測定の実施及び実施結果の取りまとめ・報告

ア 参加者に対し、アンケート等を実施し、参加者の気づきやセミナー参加の事前・事後の意識の変化などを確認する内容の効果測定を実施し、効果を取りまとめの上、報告すること。アンケート等は事前に京都府と協議・調整の上で作成し、受託者の負担により参加者へ配布し、終了時に回収すること。

イ 次年度以降の参加者の掘り起こしを進めるための啓発資料として、ライフデザインセミナーの実施結果を取りまとめた報告書を作成し、広く周知を図るとともに、新たに実施を計画する企業等へ情報提供を行うこと。

④ 数値目標

ア セミナー（ライフデザインワークショップ）実施回数	6回
イ セミナー（ライフデザインワークショップ）参加者数	1,000名
ウ セミナー（ライフデザインワークショップ）を受講して結婚、妊娠・出産、子育てに前向きになったと感じた人の割合	80%以上

⑤ 留意事項

本業務の遂行に当たり、関係機関等との関係構築に努め、京都府の指示の下に、関係機関等と十分に協議及び連絡調整を行うこと。

(3) プレコンセプションケアに関する研修プログラムの作成

企業の人事担当者や産業保健師等が研修を行うことができるよう、プレコンセプションケアに関する研修プログラムを作成すること。なお、内容については京都府の指示に従うこととし、「(2) ライフデザインセミナー」等で効果を検証した上で作成すること。

(4) プレコンセプションケアに関する動画の作成

広く一般にプレコンセプションケアを普及することを目的とし、動画を作成すること。

なお、動画については、30秒程度の動画1種類、3分程度の動画1種類を作成すること。

※ (3) (4) については、内容等を京都府と協議し、医学監修を受けること。

監修者については京都府が選出し、監修者への謝金、旅費等の調整については受託者が行う。

5 成果物

次に掲げる成果物を京都府に提出すること。

- (1) 企業の若手社員や大学生等向けの研修プログラム（実施マニュアル）
電子データ（編集可能なデータ形式を含む）
- (2) プレコンセプションケア啓発動画 電子データ
30秒1本、3分1本 程度
- (3) 当該業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料 一式

6 その他

- (1) 業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、京都府と受託者との間で協議を行う。協議が整わないときは、京都府の指示するところによるものとする。
- (2) 業務を通じて取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係規程に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。
- (3) 本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、京都府の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。
- (4) 本業務に固有の手法、資料の著作権は京都府に帰属するものとする。
- (5) 業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、京都府に有益な提案を積極的に行うものとする。
- (6) 本事業が完了したときは、京都府の定める方法により報告書を提出すること。
- (7) 京都府事業の受託であることを理解し、法令を遵守し業務を執行すること。
- (8) 本業務はこども家庭庁「地域少子化対策重点推進交付金」を活用した事業であるため、業務に係る書類は事業終了後5年間保存の上、京都府監査委員事務局や会計検査院の監査対象となった場合は協力すること。
- (9) 契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容等については、京都府が受託者と協議して決定するものとする。